



基安発第 0322001 号
平成18年3月22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正により、有害物ばく露作業報告制度が新たに設けられ、「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成18年厚生労働省告示第25号）により、有害物ばく露作業報告の対象となる物、報告期日等が示されたところである。

本制度は、全く新たに設けられたものであり、これが円滑に運用されるためには関係事業者等に対し事前に広く周知を図ることが不可欠である。

については、関係事業者団体、関係事業者等に対して本制度の周知を図るとともに、対象となる事業者が適正に有害物ばく露作業報告書の提出を行うよう指導されたい。

なお、関係事業者団体に対し、別添のとおり有害物ばく露作業報告書の提出の周知方等について要請したので了知されたい。

(別添)

基安発第 0322002 号

平成 18 年 3 月 2 日

別紙事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

有害物ばく露作業報告書の提出について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）が改正され、有害物ばく露作業報告制度が新たに設けられるとともに、「労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号）により有害物ばく露作業報告の対象となる物等が公表されました。

本報告制度は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことをねらいとしたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な制度です。

つきましては、本制度の趣旨を御理解のうえ、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に提出がなされるようよろしくお願いいたします。

記

1 制度の概要

事業者は、有害物ばく露作業報告の対象として厚生労働大臣が定める物を製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場毎に有害物ばく露作業報告書（労働安全衛生規則様式第 21 号の 7）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

平成 18 年度の報告の対象となる物は次の 5 物質であること。

- (1) エピクロロヒドリン（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第 9 第 88 号）

- (2) 塩化ベンジル (令別表第9第102号)
- (3) 1,3-ブタジエン (令別表第9第474号)
- (4) ホルムアルデヒド (令別表第9第546号)
- (5) 硫酸ジエチル (令別表第9第613号)

3 対象事業場等

- (1) 事業者は、その年の前年4月1日からその年の3月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った2の(1)から(5)までに掲げる物(以下「対象化学物質」という。)の量がそれぞれ500キログラム以上になったときは、有害物ばく露作業報告書の提出を行わなければならないこと。

なお、当該事業場において製造し、又は取り扱った対象化学物質の量がそれぞれ500キログラム以上になった場合であっても、対象化学物質のガス、蒸気又は粉じんにはばく露する作業が全くない場合には有害物ばく露作業報告書の提出の必要はないこと。

- (2) 有害物ばく露作業報告書の提出は、対象化学物質を重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う場合における当該製剤その他の物に含有される対象化学物質の量が500キログラム以上となったときにも必要となるものであること。

なお、複数の対象化学物質の製造又は取扱いの作業を行っている場合においては、対象化学物質ごとにそれぞれ500キログラム以上となったとき、有害物ばく露作業報告書の提出が必要となること。

- (3) 告示第2条ただし書の「当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるとき」とは、有害物ばく露作業報告書の記入欄の「用途」、「ばく露作業の種類」及び「換気設備の設置状況」に変化がなく、「ばく露作業報告対象物の量」、「ばく露作業従事労働者数」及び「ばく露作業への従事時間/月」に大きな変化がないときをいうものであること。

なお、製造し、又は取り扱った対象化学物質の量が500キログラム未満であった事業場において、翌年度に500キログラム以上となるに至った場合には有害物ばく露作業報告書を提出する必要があること。

4 報告の期日等

その年の前年4月1日からその年の3月31日までの間における製造又は取扱いに係る有害物ばく露作業報告書の提出は、所轄労働基準監督署長あてに、その年の6月30日までに行わなければならないこと。

ただし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における対象化学物質の製造又は取扱いに係る有害物ばく露作業報告書の提出については、本年の8月31日までに行わなければならないこと。

○ 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) (抜粋)

(有害物ばく露作業報告)

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

○ 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示

○厚生労働省告示第二十五号

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に労働者を第一条各号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させている場合における同令第九十五条の六の規定による報告書の提出については、第二条中「その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間」とあるのは「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間」と、「その年の六月三十日まで」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」とする。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)

第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次に掲げる物及び次に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物とする。

- 一 エピクロロヒドリン
- 二 塩化ベンジル
- 三 一・三ーブタジエン
- 四 ホルムアルデヒド
- 五 硫酸ジエチル

(有害物ばく露作業報告の対象及び期日)

第二条 事業者は、その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条各号に掲げる物の量(前条各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同条各号に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、その年の六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。ただし、当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるときは、この限りでない。

(別紙)

(社) 日本経済団体連合会
(社) 日本化学工業協会
印刷インキ工業会
エポキシ樹脂工業会
化成品工業協会
日本ゴム工業会
合成樹脂工業協会
日本ABS樹脂工業会
日本プラスチック工業連盟
日本界面活性剤工業会
日本化学繊維協会
日本接着剤工業会
(社) 日本塗料工業会
(社) 日本染色協会
(社) 日本印刷産業連合会
日本製紙連合会
(社) 日本産業機械工業会
(社) 日本建設機械工業会
(社) 日本電機工業会
電気・電子・情報通信産業経営者連盟
(社) 電子情報技術産業協会
(社) 日本自動車工業会
(社) 日本鉄鋼連盟
(社) 日本造船工業会
(社) 日本中小型造船工業会
(社) 日本医師会
(社) 全日本病院協会
(社) 日本病院会
(社) 日本精神科病院協会
日本医療法人協会
全国自治体病院協議会
日本私立医科大学協会
(社) 日本塗装工業会
(社) 全国防水工事業協会
(社) 全国建設室内工事業協会
日本合板工業組合連合会
農薬工業会
全国鍍金工業組合連合会
中間法人 全国コンクリート製品協会
コンクリート用化学混和剤協会
日本製薬団体連合会